校費」のうち教職員数を測定単位とするもの、「農業行政費」及び「林野水産行政費」に係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の地域手当の級地につき、別表第一（給与差等）に定める率とする。

16　市町村の「高等学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B}{A} + 1$$

算式の符号

［略］

B　当該年度の５月１日現在における当該指定都市の設置する高等学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）及び中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の後期課程について、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第８条、第９条第１項、第10条から第12条まで並びに第22条第１号及び第２号（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令第２条第２項の表の一の項（普通教育に関する科目及び専門教育に関する科目を生徒の選択によることを旨として総合的に履修させる学科を除く。）に限る。）の規定の例により算定した教職員の総数の標準となる数として文部科学大臣が調査した数

17　市町村の「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B + C + D + E}{5{,}640\text{円} \times A}$$

5,640円×Ａに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した額

算式

$6{,}436\text{千円} \times b_1 \times \{(b_2 \times b_3) + b_4\}$

$(b_2 \times b_3)$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$b_1 \times \{(b_2 \times b_3) + b_4\}$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

b_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

「農業行政費」及び「林野水産行政費」に係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の地域手当の級地につき、別表第一（給与差等）に定める率とする。

16　「高等学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B}{A} + 1$$

算式の符号

［同左］

B　当該年度の５月１日現在における当該指定都市の設置する高等学校（特定公立国際教育学校等（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の３第３項第３号に規定する特定公立国際教育学校等をいう。以下同じ。）に該当するものに限る。）及び中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の後期課程について、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第８条、第９条第１項、第10条から第12条まで並びに第22条第１号及び第２号（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令第２条第２項の表の一の項（普通教育に関する科目及び専門教育に関する科目を生徒の選択によることを旨として総合的に履修させる学科を除く。）に限る。）の規定の例により算定した教職員の総数の標準となる数として文部科学大臣が調査した数

17　「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B + C + D + E}{5{,}740\text{円} \times A}$$

5,740円×Ａに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した額

算式

$6{,}413\text{千円} \times b_1 \times \{(b_2 \times b_3) + b_4\}$

$(b_2 \times b_3)$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$b_1 \times \{(b_2 \times b_3) + b_4\}$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

b_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）